

合格者の傷病発生・傷病未申告が発覚した場合の扱いについて

合格後に傷病（病気・ケガ等）の発生・未申告が発覚により、派遣中止・延期となる方々が近年増えています。合格後に傷病が発生・判明した場合は、原則として検査を行い、同検査の審査結果により派遣可否を判断します。それまでは、派遣を保留または合格を取り消す場合がありますので、予めご了承ください。

1. 派遣保留期間

- (1) 合格後、派遣までの間に新たに傷病発生・未申告が発覚し、派遣時期の遅延が見込まれる場合、派遣予定先の JICA 在外拠点を通じて受入可否の確認を行い、受入先の了解が得られる場合のみ派遣を保留とします。了解が得られない場合は合格取消とします。
- (2) 原則、保留期間は以下のとおりとします。保留期間内に派遣可と判断された場合、直近隊次での全訓練に参加していただきます。

① 訓練入所前に新規傷病発生・判明した場合

訓練開始日の 1 カ月前までに当初の合格隊次にて派遣可とならない場合は、訓練開始日から 6 カ月後までを保留とします。

② 訓練期間中に新規傷病発生・判明した場合

次隊次の訓練開始日の 1 カ月前までに派遣可とならない場合は、次隊次訓練開始日から 6 カ月後までを保留とします。

<保留期間の例>

① 訓練所入所前に新規傷病発生・判明した場合

2024 年度 1 次隊で合格後（訓練所入所前）に傷病が発生し、訓練開始日（4 月 16 日開始）の 1 カ月前の 3 月 15 日までに派遣が見込めないと判断された場合、訓練開始日から 6 か月後の 10 月 15 日までが保留期間となります。

② 訓練所入所中に新規傷病発生・判明した場合

2024 年度 2 次隊で訓練中（9 月）に傷病が発生し、2024 年度 3 次隊（1 月 7 日開始）の 1 カ月前の 12 月 6 日までに派遣が見込めないと判断された場合、訓練開始日から 6 か月後の 7 月 6 日までが保留期間となります。

2. 活動内容・活動地域等に条件が付されて振り替えする場合

派遣前健康診断または新規傷病の審査の結果、病気・けが（傷病）の性質および現地の医療事情や生活環境等を踏まえ、派遣予定国への派遣が困難と判断される場合があります。

その際、資格条件に合致する案件への振り替えについて合格者の身分を保持したまま個別に対応しますが、振り替え先が見つからない場合は合格取消となります。

3. 上記以外で合格取消となる場合

故意に既往症を申告しなかった場合、あるいは JICA が求めた診断書を指定した期日・内容で提出せず健康審査が困難な場合は、上記によらず合格を取消す場合があります。

以上